

伊賀市小学校給食センター整備運営事業 第2回入札説明書等に関する質問書の回答

No.	書類名	頁	記載箇所					項目	内容	回答
1	要求水準書	9	第1	7	(2)			インフラ条件	敷地内に2本の上水道引込が確認されていますが、1本は府中プールで利用されているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	参考資料5							新小学校給食センター予定献立表	実施方針公表時の献立表と入札公告時の献立表において、大きく異なりますが、今回の入札では、入札公告時の献立表に基づき、提案するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	参考資料5							蒸し器	献立表内の蒸し料理の場合、スチームコンベクション若しくは蒸し釜を利用して調理する事が想定されますが、調理を行う手法については、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	調理設備の性能や機能に関しては提案をお願いしたいと考えていますが、どちらの調理設備を使用するかについては、事業者からの提案を考慮したうえで、基本的には市の判断によります。なお、専用の蒸し釜は不要ですが、献立により回転釜で蒸し物が調理できるよう計画してください。
4	参考資料6							食缶	洗浄作業や消毒保管機収納スペースを考え、中蓋無しの保温食缶（蓋も断熱構造）でもよろしいでしょうか。	参考資料6に記載のとおりとします。
5	参考資料6							食缶	食缶のクリップの有り、無しは、メーカーを特定されるため提案事業者によることでもよろしいでしょうか。	参考資料6に「クリップ無し」と記載している食缶について、「クリップ付き」とすることは認めます。
6	事業契約書（案）	29	第11	81	条			法令変更に係る協議及び追加費用の負担	法令変更により、事業の実施について過大な費用は要さなくても、合理的な増加費用又は損害が発生する場合がありますが、その場合も本条に準じて市と事業者の負担割合が決定されるという理解でよろしいでしょうか。	本条に基づく費用負担の協議は、第80条第1項の場合に限られます。
7	事業契約書（案）	30	第13	84	条			不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	不可抗力により、事業の実施について過大な費用は要さなくても、合理的な増加費用又は損害が発生する場合がありますが、その場合も本条に準じて市と事業者の負担割合が決定されるという理解でよろしいでしょうか。	本条に基づく費用負担の協議は、第83条第1項の場合に限られます。
8	事業契約書（案）	42	別紙5	1	(1)	①		サービス対価A	サービス対価Aについては支払対象・内訳が「起債対象となる施設整備費」「交付金対象となる施設整備費」とございますが、サービス対価Aの支払において、実際の交付金の交付決定額等の影響は受けないという理解でよろしいでしょうか。	交付金の交付決定額等の影響に関わらず、サービス対価Aの金額は変更になる可能性があります。事業契約書（案）に記載のとおり、サービス対価Aの金額が変更になった場合、当該変更額は、サービス対価Bの割賦元金で調整します。
9	様式集	42	様式7-3(2/2)	※7				基準金利	入札参加者の公正性を確保するうえで、「平成30年2月1日(木)の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート(T.S.R)としてTerelate17143ページ(又はその後継若しくは代替ページ)に掲示されている6か月LIBORベース15年物(円/円)」については、貴市ホームページ上で公表される予定でしょうか。	様式7-3に記載していただく基準金利は、0.510%となります。
10	様式集	Excel	様式7-10					長期事業計画表<留意事項>	「本事業の施設整備業務は、長期大規模工事に該当すると見込まれることから…」とございますが、会計上および法人税法の処理としては、長期大規模工事に係る各法規等に照らして妥当であることを前提に、各自の判断に基づいて、進行基準を適用せずに、引渡基準を適用した長期事業計画表を作成すること自体を否定するものでないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。